

消費税率引上げに伴う、介護保険料等に係る措置等の内容について

国は、平成31年10月1日から消費税率について、現行の8%を10%に引上げる予定としており、また、平成31年度予算案において、社会保障の充実を図るための医療・介護保険制度の改革として、保険料に係る軽減強化など消費税増収分を活用した措置も示しております。この様な状況を踏まえて、消費税率引上げに伴う、本市の介護保険料等に係る措置等の内容について報告するものです。

1 介護保険第1号被保険者の保険料軽減強化

介護保険の第1号被保険者（65歳以上の者）の保険料については、政令において、所得区分が第5段階の者の保険料（基準額）に、所得に応じた「標準とする保険料率」を乗じて得た額を保険料としておりますが、消費税率引上げに伴う措置として、第1段階から第3段階までの低所得者区分について「標準とする保険料率」を引下げることによって、保険料負担の軽減を強化するための政令改正が予定されています。

（1）政令改正の要点

政令で定める標準とする保険料率の改正予定

【表1】

保険料段階	※標準保険料率	公費負担割合
第1段階	現行0.45 → 0.3	国 1/2
第2段階	現行0.75 → 0.5	都道府県 1/4
第3段階	現行0.75 → 0.7	市町村 1/4

※標準保険料率とは、基準額となる第5段階（本市4,700円）に対する割合

介護保険料の保険料段階については、国は政令に基づき第1段階から第9段階を標準として示していますが、本市では市町村民税課税者の保険料段階を、条例によりさらに細分化して12段階に設定しています。

なお、平成31年10月から消費税率が引上げられる予定のため、平成31年度は引下げ割合の半分（6か月分）を軽減する見込みです。

（2）本市独自軽減の現状

【表2】

保険料段階	標準保険料率	本市保険料率	本市保険料月額
第1段階	0.45	0.45	2,115円
第2段階	0.75	0.6	2,820円
第3段階	0.75	0.7	3,290円

介護保険事業計画策定時に、第1号被保険者の保険料段階ごとの人数分布や負担割合を基に保険料の計算を行った結果、市独自で第2・第3段階を国標準

より低い割合に設定しております。

(3) 政令改正に伴う本市の考え方

【表3】

保険料段階	改正後の 標準保険料率	改正後の本市 保険料率（案）	改正後の本市 保険料月額（案）
第1段階	0.3	0.3	1,410円
第2段階	0.5	0.5	2,350円
第3段階	0.7	0.65	3,055円

本市では、特に低所得者に配慮した保険料段階の設定を独自に行なってきましたが、今回、低所得者に配慮した政令改正が予定されていることから、改正の対象となる保険料段階の割合を国の標準とする保険料率に改めることを基本とします。

しかし、現行の第3段階については、既に国の改正後の標準とする保険料率0.7と同率で規定してきたため、保険料率を据え置いた場合には、軽減効果がなくなることから、国の引下げ幅（0.05）に応じた引下げを行うことといたします。

(4) 条例改正の時期について

現時点で政令の改正時期が明確に示されていないことから、本定例会開催期間中に政令が交付され、所要の準備が整った場合には、本定例会最終日に条例改正（案）を上程いたします。また、本定例会最終日までに条例改正（案）の上程が間に合わない場合は、5月臨時会に上程いたします。

(5) 予算の対応について

適切な時期に、補正予算として措置してまいります。

予算見込み額（平成31年度）

【表4】

	当初予算額	改正後公費負担	差額
国負担	24,470千円	73,464千円	48,994千円
県負担	12,235千円	36,732千円	24,497千円
市負担	12,237千円	36,734千円	24,497千円
合計	48,942千円	146,930千円	97,988千円

※軽減強化の財源負担割合は、国1/2、県1/4、市1/4としており、平成31年度は、10月から消費税の引上げが実施されることから、適用期間を半年（6か月）として影響額の割合を2分の1で計算しております。

2 国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料について

国は、消費税引上げによる増収分は、すべて社会保障の充実・安定化に向けるとしており、その施策の一環として、平成26年度以降、国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度における低所得者への保険料軽減措置が、順次拡充されてき

ました。

特に、国民健康保険については、平成27年度から、さらなる低所得者対策強化のために約1,700億円が、そして、平成30年度からは、医療費適正化の取組に対する支援強化や自治体の責めによらない要因による医療費増への対応などのために、さらに約1,700億円の公費が消費税率引上げを待たずに市町村へ交付されています。このことから、国民健康保険料については、今般の消費税率引上げに伴う特段の措置は行わないものとしております。

また、後期高齢者医療制度については、平成20年の制度開始時から実施されている、保険料均等割軽減特例（9割及び8.5割軽減）を国において段階的に縮小し、法施行令の本則規定（7割、5割及び2割軽減）に戻すことが決定しております。

そして、実施時期については、対象となる高齢者への影響を少なくするため、消費税率引上げによる財源を活用した「介護保険料軽減の拡充」及び「年金生活者支援金の支給（※）」の開始時期にあわせて行うとしております。

※年金生活者支援給付金について

国は、平成31年10月から「年金生活者支援給付金の支給に関する法律」に基づき、所得の額が一定の基準を下回る、65歳以上の老齢基礎年金受給者・障がい基礎年金受給者・遺族基礎年金受給者に対し、年金生活者支援給付金を支給することとしています。

以 上

（事務担当 福祉健康部 福祉健康総務課）